

# 道路ができるまでの流れ（道路整備の一般的な進め方）



**1**

**事業概要及び測量説明会の開催**

事業を始める前に、主に計画地沿道の皆さんを対象として、事業の概要及び測量について説明します。

**3**

**用地測量の実施**

この測量では、現地において関係権利者が立会い、土地の境界を確認します。これにより、買収する土地の面積を算出します。

**5**

**用地交渉・協議**

用地買収の対象となる皆さんに対して、補償内容や移転方法等について、個別の事情をお聴きしながら、お話しします。

**7**

**土地の引渡し**

契約でお約束した期限内に、家屋等の物件の移転をして土地を更地にしていただき、市に引渡していただきます。

**2**

**現況測量の実施**

この測量では、地形や、土地建物と道路の位置関係を明らかにします。これにより、道路計画の位置が明らかになります。

**4**

**事業着手及び用地説明会の開催**

事業着手後に、用地買収の対象となる皆さんに、具体的な補償内容について説明します。土地所有者だけでなく、賃貸住宅等にお住まいの皆さんも対象になります。

**6**

**契約・補償金の支払**

補償内容や移転方法等についてご納得いただきましたら、契約を取りかわし、補償金をお支払いします。

**8**

**工事の実施**

初めに、上下水道、電気、ガス、通信ケーブル等のインフラ工事を行います。その後、道路の表面をきれいにする道路築造工事を実施します。

